令和5年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R6.3.27

報
+107 ±
対照表ページ
રે 1~2
3
4~5
6
判除 7~9
10
策 11
判除 12~14
判除 15~17

【通知日】令和6年10月30日

改定前(令和5年10月31E		改定後(令和5年11月1日	<u>【通知日】令和6年10月306</u> 以降適用)
500 TO 10 TO	100 C/E/11/	以及 (13·110-7 1 1/3 1 1 1 1	以 中心107
◎ 高密度ポリエチレン管機械布設	[SV290]	⑩ 高密度ポリエチレン管機械布設	[SV290]
土地改良工事精算基準(土木工事)		土地改良工事積算基準(土木工事)	
土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛		土地改良事業等請負工事の精算参考歩掛	
第2 6. 管水路工 / ⑥高密度ポリエチレン管機械を	方設 による。	第2 6. 管水路工 / (6)高密度ホリエチレン管機械布	設(による。
(∮) 管水路浅埋設工(ジオグリッド)		(項) 管水路浅埋設工(ジオグリッド)	
土地改良工事積算基準(土木工事)		土地改良工事積算基準(土木工事)	
土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛		土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛	
第2 6. 管水路工 / ⑦管水路浅埋設工(ジオグリッ	ド) による。	第2 6. 管水路工 / : 沪管水路浅埋設工(ジオグリッ	シ による。
[2] 独自基準		[2] 独自基準	
なし		(令和5年11月1日以降適用)	
		1. ① パイプライン基礎	
	追加	 4. 基礎材投入事業 (表生) 表表表示に対する場合(ペラ) (表しま) を記しては、(201) (表しま) を記しては、(201) (表しま) を記しては、(201) (表しま) を記しては、(201) (表しま) を引が、大工業(201) (表しま) を引が、大工業(201) (表しま) を引が、大工業(201) (表しま) を引が、大工業(201) (本を) を記します。(201) (本を) を記します。(201) (本を) を記します。(201) (本を) を記します。(201) (本を) を記します。(201) (本を) をごします。(201) (本を) をごします。(201) (本を) をごします。(201) (本を) をごします。(201) (表しま) をごいます。(201) (表しま) をごいます。(201) (表しま) をごいます。(201) (表しま) をごいます。(201) (表しま) をごいます。(4日のまか) (本とを) をごいます。(4日のまか) (本とを) をごいます。(201) (本を) をごいます。(201)<!--</td--><td>*OE:</td>	*OE:
	 ⑥ 高密度ポリエチレン省機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 / ⑥高密度ポリエチレン管機械和 (準) 管水路浅埋設工(ジオグリッド) 土地改良工事精算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 / ⑦管水路浅埋設工(ジオグリッ [2] 独自基準 	土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等積負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 / ⑥高密度ポリエチレン管機械布設 による。 (準) 管水路浅埋設工(ジオグリッド) 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2 6. 管水路工 / ⑦・管水路浅埋設工(ジオグリッド) による。 [2] 独自基準 な し	(SV290)

【通知日】令和6年10月30日

【通知日】令和6年1月31日

• 0 >".		7+43	<u> </u>		4 00		~ \ \\ \\					75-4-1	<i>"</i> (^	TD 0		1			TJ AUO-	<u> </u>
ページ	改定前(令和6年1月31日まで適用)											以正位		河(6)	年2月	11 🖯	以降通	1月)		
11-18 第11-3編 港湾・漁港漁場共通 第3章 基地港別最大作業船	表一1 基地港兴费大作業紀一覧										年2月1	日以降適用		Ka	(建學)是大作業在					
第3章 基地冷加取入作業船 [2] 独自基準	作業制 普通 地 グ ラ 単注 達 淳	並用 ブ引 着	クレーン付 台 船	数 回 式 起 重 機 系	± 18 69	is A	ケーソン部製作用	コンクリー ミキサー #	n っりもり 設 深 船	表一1 作系的 多均准	普通地度用グラブル ジョンの	SI AN	クレーン 付 台 船		主 選 総		ケーソン制作業を	コンクリート ミキリー 脳	八 5 5 年 5 建 度	潜水士和
	境 港 5.5	m ² PSI	88 ±#.	120	_ m	800	t	- "	m ²	北 港	5.5	7.600	1R 88	120	m .	800	-		- 7	(音港)
	安来 5.0	1100	50	81	[140] × 2 [200] [500]	900	_		2.0	安京	5.6	1100	50	6)	[140]×2 [200] [500]	900	-		20	(在港)
	to p (5.0)	720	18	120		_		-	-	30 90	(5.0)	720	tit	120	<u></u>	2	- 5	- 5	2	(在港)
	王 县 - 3.0	280	2	-	20	- F	-	ş	2	表表 不下	2.0	280	-	-		-	-		-	100
	周下 (5.0)	550		132	-			*	-	大柱	(5.0)	550	-	132			- 2	-	**	(在港)
	田 傑 (2.5)	1,000	-	70	-	-		-	_	田憶	(2.5)	1,005		70		-			-	在港
	浜 田 1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-		24 191	1.5	1,210	55	[350]		200	[DD3580] [DD2560]	-	-	-
	豊田 _	450	-	9	(4)	500		2	2.0	異田	121	450	-	-	-	500	-	54	2.0	-
	西 郷 (5.0)	1,000	-	120		1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	T (部)	(5,0)	1.000	-	120	- V	1.200	(FD3200)	[1,0]	1.2	
	源 訪	1,000	9	103	-	14	-	=	改定	美田	*	1,000		103			- 1			2.65
	美田 2.5**	900*T	2	155*2	(4)	200*7	-	*		и ж	2.5"	900*7		155**	8	200"	12	-	20	
	中海領内			8	-	-	-		*	央道護内	[12]	[350]	[35]	-		-	- 15	-		(e)
(35) [35] 1. この表によりがたいけ来船は下腕滑を基地滑きできる。 2. グラブ及津船の() 書きていては、在港を設別以間重機船のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ及実施的におもたがないよめである。 3. ガル船について、3.00m 3の間を対して、10m 3 元 人 1 記書されるした。 4. [清きにより定乱 (である機計の、2 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元					 グ船ガー上自県みず日 1. 上自県みず日 7. 英名 	ブ浚渫船は 大船についり 大船についり に場合によるに で が で が が で が が で が が に で が が に で が が に で が が に で が が が が	着可能なグ て、3.0m3・1 記載してある ついては、4 い航の場合、 大規格を計 については	ついては、 ラブの規格 850m3積ま 5規格の船份 多基地港に 非航旋回ま 上する。大 、グラブ浚》	在港する版 新に応じたが で能について 全機軍機系 乗れ 乗れ 乗れ 乗れ 乗れ 乗れ 乗れ 乗れ 乗れ 乗れ	回式起重権 プラブ激業所 ・えい航費では、非汎用 もしている。 、非航固定 こついては) 、起重機船に	が在港す 計上しり、 式起車機可 ま島前・島	グラブ装着ないたいものとするとみなしたいものとするとのとするは、 でします という でんしょう という かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	ものである。 者認の す合船は も前でのみ	。 同一機種と 使用可能						

【通知日】令和6年2月28日

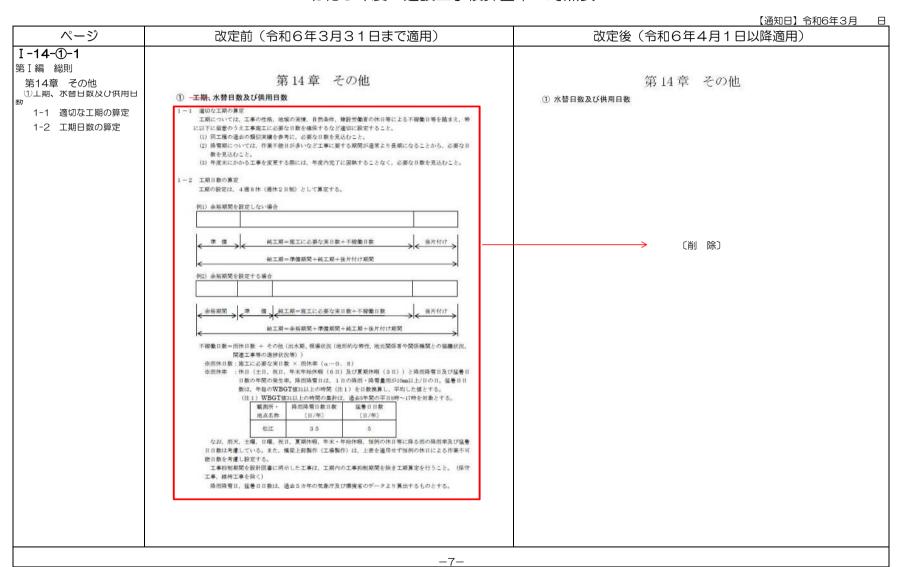
ページ	改定前(令和6年2月29日まで適用)	改定後(令和6年3月1日以降適用)
11-14 第11-3編 港湾・漁港漁場整備 第2章 回航距離 [2] 独自基準	第2章 回報組織 1. 回転動付以下を信息とする。なが、作文的100 = 10 回転100 = 10 回転	第2章 回航距離 1. 回解 動場中で色層をする。 なお、作業時の基地球第3章基地球源大作条約の次 1 全球型化
L	-4-	

【通知日】令和6年2月28日

.0 >"	7-7-4 (A50-50-00-0-1-7-1-1-1-1)	[通知日] 令和6年2月28日
-	改定前(令和6年2月29日まで適用)	改定後(令和6年3月1日以降適用)
ページ 11-15 第11-3編 港湾・漁港漁場整備 第2章 回航距離 [2] 独自基準	(2) の方 (2) の方 (2) の方 (3) の方 (4) の方 (5) の方 (6) の方 (7) 日	(2) 数8
	п-в	5 H 5
	<u>L</u>	
	-5-	

【通知日】令和6年2月28日

ページ 改定前(令和6年2月29日	まで適用) 改定後(令和6年3月1日以降適用)
11-19 第11-3編 港湾・漁港漁場共通 商4章 就業時間別の船員供用係数 [2] 独自基準	### 1974年 日本中の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の



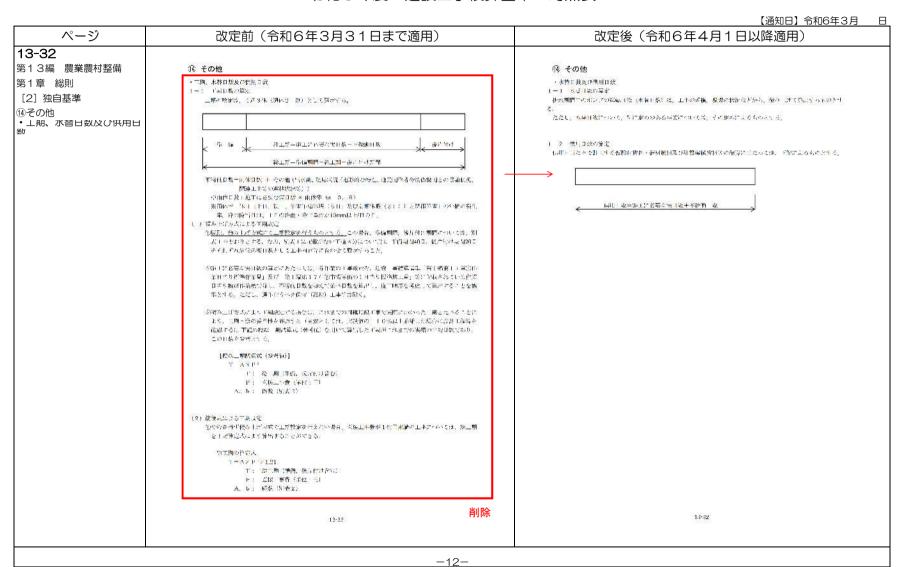
【通知日】令和6年3月 日 ページ 改定前(令和6年3月31日まで適用) 改定後(令和6年4月1日以降適用) I -14-(1)-1 第 [編 総則 (1) 積み上げ方式による工期設定 第14章 その他 ①原則、積み上げ方式にて工期設定を行うものとする。この場合、準備期間、後片付け期間については、別 ① 上期、 水替日 数 及 ひ 供 用 日 表1のとおりとする。なお、別表1に記載がない工種区分については、準備期間40日、後片付け期間20日 をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に合わせて設定すること。 1-2 工期日数の算定 ②施工に必要な実日数の算定にあたっては、各作業の工事数量を、建設工事種算基準「第1編第17章①作 第日当り標準作業量」及び「第1編第17章②市場単価の1日当り標準施工量」等に記載されている作業 日当り標準作業量で除し、不稼働日数を加えて延べ日数を算出し、施工順序を考慮して算出することを標 準とする。ただし、資年行うべき保守(維持)工事等は除く。 ③積み上げ方式により工期設定する場合は、これまでの同種類似工事で実際にかかった工期と比べることに より、工期日数の妥当性を確認する(目安としては、実績値の-10%以上乖難した場合に設計工程等を 確認する)。下記の標準工期試算式(参考値)を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、 この日数を参考とする。 【標準工期試算式 (参考値)】 $T = A \times P^{a}$ T: 総工期 (準備。後片付け含む) 〔削 除〕 P: 直接工事費 (単位:円) (2) 関便式による工規設定 やむを得ず積み上げ方式で工期設定を行えない場合、直接工事費が1億円米湊の工事については、総工期を 下記算定式により算出することができる。 総工順の算定式 $T = A \times P^{*} \times 1.21$ T: 級工期 (準備、後片付け含む) P: 直接工事費(単位:円) A. b: 係数 (別表2) (3) 工模算定における留意事項 ①工期設定にあたっては、出水期等の作業不能日数、規揚状況(地元関係者や関係機関との協議状況、関連 工事等の連接状況。支障物件の移転状況) を考慮して必要な日数を見込むこと。 ②工期の設定について、事業により別の定めがあるものについては、その方法によること。 ③コンクリートを使用する工事の純工期は、最低40日とする。 ④工類日数の1日未満は切り上げとする。 -8-

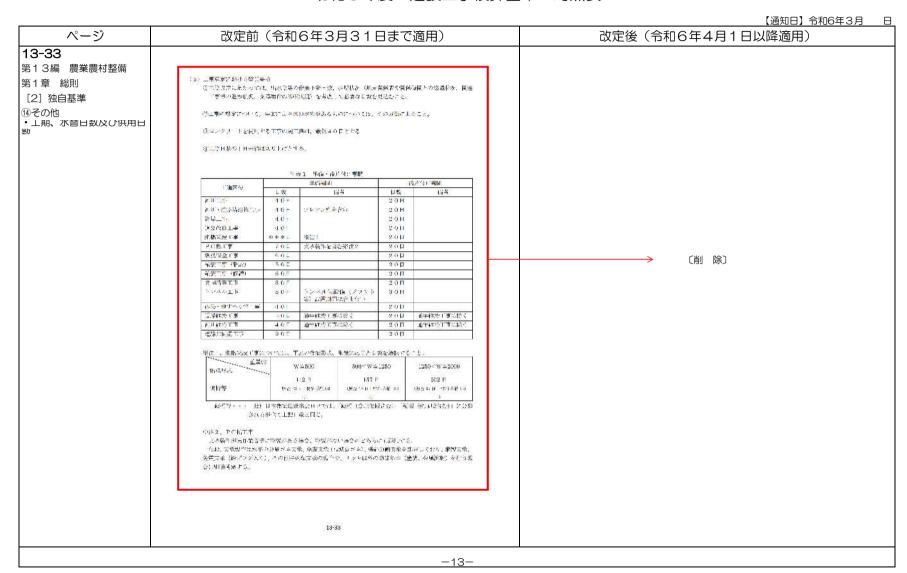
【通知日】令和6年3月 日 改定前(令和6年3月31日まで適用) 改定後(令和6年4月1日以降適用) ページ I -14-(1)-1 別表1 準備・後片付け期間 第 [編 総則 準備期間 後片付け期間 第14章 その他 信号 日数 備考 401 20日 ①上期、水替日数及ひ供用日 何川・道路構造物工事 プレテン桁を含む 40.0 20B 海岸工事 1-2 工期日数の算定 408 20B 道路改良工事 40 H 2 0 B 領域架設工事 **** 20日 PC模工事 70日 支承製作を含む※注2 20B 穩定保全工事 608 20B 舗装工事 (新設) 舗装工事 (修繕) 概算数量発注の場合は12 208 共同清等工事 20 H トンネル仮設備(プラント等) 設置期間は含まない 砂防・地すべり等工事 208 演路維持工事 通年維持工事は除く 通年維持工事は除く 20B 20日 通年維持工事は除く 何川維持工事 40日 通年維持工事は除く 電線共同漢工事 ※注1、銅銭架設工事については、下表の銭梁形式、重量に応じた日数を選択すること 〔削除〕 W≤500 500<W≤1250 1250 < W ≤ 2000 穩架形式 飯桁等 (限金 23 B + 対斜子能 90 B) (用金 45 B + 対科子配 112 B) (限金 47 B + 対科子配 116 B) 飯桁等・・・一社) 日本橋梁建設協会HPでは、「飯桁(合理化桁含む)」「箱桁(網末版含む)」に分類 されるが全て上記日数と同じ。 ※往2、PC模工事 支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。 なお、支承製作は水平力分散ゴム支承、免費支承(高減衰ゴム)、機能分離支承を想定しており、鋼製支 承、免費支承(鉛プラグ入り)、その他特殊な支承の場合や、メッキ以外の防嫌処理(塗装、金属溶射)を 行う場合は別途考慮する。 別表 2 何川工事 利川・道路構造物工事 0.3102 1.0 海岸工事 0.3265 車工身次認道 0.2637 据框架設工事 4.5 0.2373 PC模工事 0.9 0.3154 結装工事 0.1753 砂筋・地すべり等工事 0.2263 道路維持工事 19.9 0.1422 河川維持工事 下水道1工事 0.2 0,4044 下水道2工事 0.2817 下水道3工事 -9-

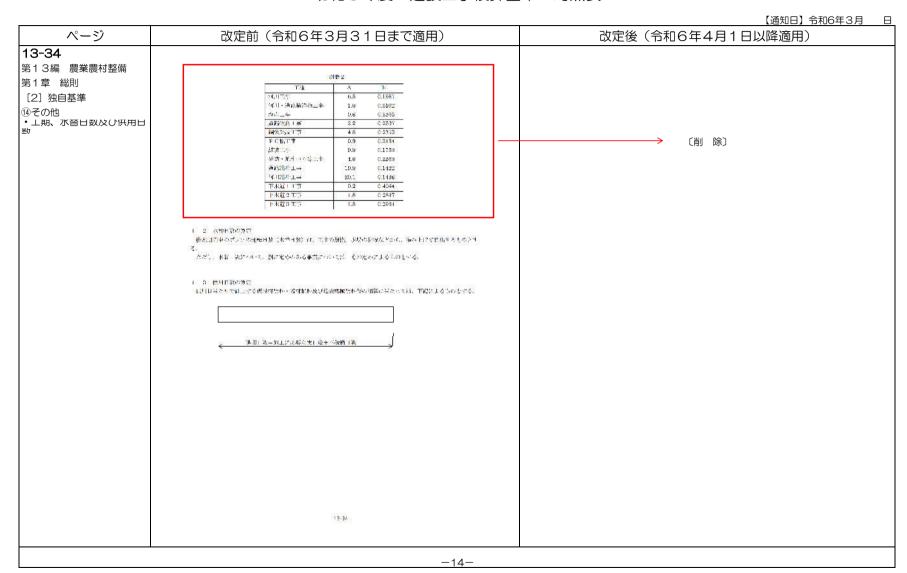
【通知日】令和6年3月 日 改定前(令和6年3月31日まで適用) 改定後(令和6年4月1日以降適用) ページ I -14-(1)-1 第 [編 総則 1-1 木装日数の算定 1-2 水勢日数の算定 第14章 その他 排水期間中のポンプの運転日数 (水替日数) は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとす 排水期間中のポンプの運転日数 (木替日数) は、工事の規模、規場の状況などから、積み上げて算出するものとす ① 上期、 水替日数及 () 供用日 ただし、水装日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。 ただし、木替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。 1-2 水替日数の算定 1-2 供用日数の算定 1-3 供用日数の算定 供用日当たりで計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の贖算に当たっては、下記によるものとする。 ── 供用日当たりで計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。 供用日数=施工に必要な実日数+不稼働日数 供用日数=施工に必要な実日数+不稼働日数 ② 特殊ダンプトラック 特殊ダンプトラック(伐木・除根材を含む建設発生木材の運搬用)については、以下の取扱いとする。 特殊ダンプトラック 1時間当たり単価表 名称 規格 数量 適用 ↓ 機関出力×燃費消費率 パトロール絵油 運転手 特殊ダンプトラック損料 タイヤ担耗費及び補修費 1時間当り 時間 追加 燃費消費率: 0.0430/kW-h 運転日当たり運転時間 (T):5.9 運転1時間あたり損料は「建設工事積算基準第15編単価」による。 算定に係る各種数値は、合和4年度版建設機械等損料算定表 ((一社) 日本建設機械施工協会) に記載される「ダ ンプトラック (オンロード・ディーゼル)」を準用している。 ダンプトラックの積算における時速は3.0~km/h とする。再資源化施設等までの往復距離 (km) を3.0~kmで除し て運搬にかかる時間(小数第2位を四捨五入し、小数第1位止め)とする。 -10-

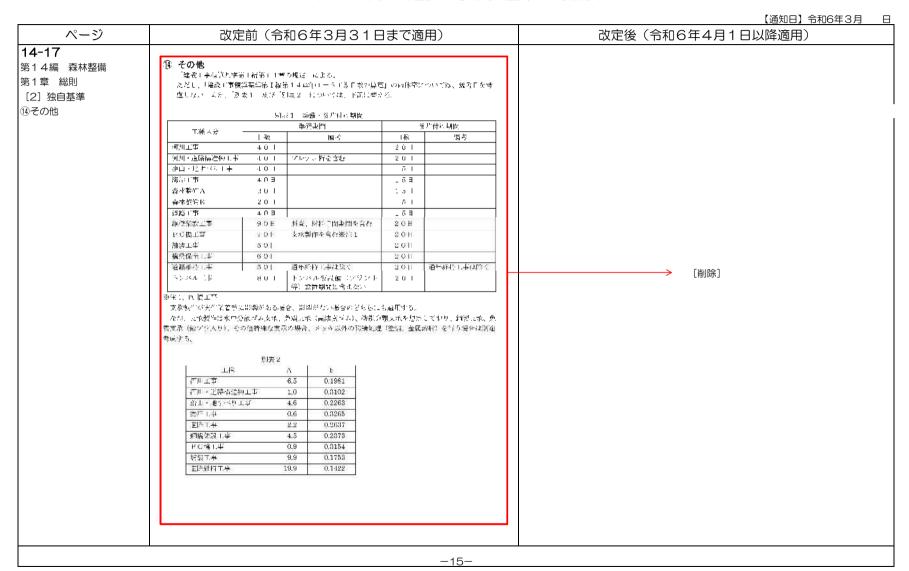
【通知日】令和6年3月 日 ページ 改定前(令和6年3月31日まで適用) 改定後(令和6年4月1日以降適用) VI-5 第Ⅵ編 土木工事標準単価 ③防護柵設置工 ③防護柵設置工 及び市場単価 ③-4防護柵設置工(落石防護柵) 第2章 市場単価 ③-4防護柵設置工(落石防護柵) ③防護柵設置工 3. 適用にあたっての留意事項 1-1 市場単価が適用できる範囲 ③-4防護柵設置工(落石防護柵) 以下を追記する。 (11)変化点における補強金具が必要になる場合は、別金計上する。 ③-5防護柵設置工(落石防止網) 以下を読み替える。 文中の「平成12年度版」を「平成29年度版」 追加 1-2 市場単価が適用できない範囲 以下を認み替える。 文中の「平成29年度版」を「平成12年度版」 3. 適用にあたっての稼意事項 以下を追記する。 (11)変化点における補強企具が必要になる場合は、別途計上する。 ③-5防護柵設置工(落石防止網) 1. 適用範囲 1-1 市場単価が適用できる約囲 以下を追記する。 追加→ (3) 落石対策便能(平成29年度版)に対応した製品を採用する場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (2) 以下を追記する。 (2) 落石対策便覧(平成12年度版)に対応した製品を採用する場合。

-11-









【通知日】令和6年3月 日 ページ 改定前(令和6年3月31日まで適用) 改定後(令和6年4月1日以降適用) 14-17 ④ 請負工事機械経費積算要領 16) 請負工事機械経費積算要領 第14編 森林整備 建設工→演算力準第1紀第15章請負工平機械務責積質要領」の規定による。 「建設工事積算基準第1編第14章結員工事機械経費積算要領」の規定による。 第1章 総則 ⑩ 積算上の統一事項 ⑤ 積算上の統一事項 [2] 独自基準 「建設工事特質局準第工編第16章標第1の統一事項等」による 「建設 | 事結算基準第十編第15章積算上の統一事項等」による。 15請負工事機械経費積算要領 金がし、「建設工具的算法的第三編第16草頂的算算上の統一事項 については、下記のとおり適用する。 きたし、「建設「井稲算基準第「編第1.5章①精算算上の統一字法 については、下記のとおり適用する。 16積算上の統一事項 [略] [略]

-16-

【通知日】令和6年3月 日 改定前(令和6年3月31日まで適用) 改定後(令和6年4月1日以降適用) ページ 14-18 ① 作業日当たり標準作業量 ⑯ 作業日当たり標準作業量 第14編 森林整備 「温製工章秋漢書の第1編第 D 草の塊を」による。 建設工事積算監察第1編第18章の規定」による。 ただし、鈴丁・空道の振頻算・加工編 工業 4 液体整件事業業全事業標準要は を適用する工権については ただし、治山・林道必携特算・加工事 上巻 4 森林警備事業保全事業標準制掛 を減用する工程については 第1章 総則 同第4編 作業日当たり標準作業量による。 司第1部 作業回当たり機能能業量による [2] 独自基準 ① 「森林整備保全事業標準歩掛」に記載がない施工パッケージ型積算方式の適用 について ⑩ 「森林整備保全事業標準歩掛」に記載がない施工バッケージ型積算方式の適用 に ⑪作業日当たり標準作業量 ついて ⑱ 「森林整備保全事業標準歩 掛」に記載がない施工パッ [略] [略] ケージ型積算方式の適用につ いて

-17-